



臼杵市景観保全形成事業補助金のお知らせ

目 的

臼杵には各時代の質の高い建物が多く残り、昔の佇まいが感じられます。これまで先人達の努力により守られてきたこの町並みを受け継いで、守り、生かし、後世へ伝えるためには、住民・事業者・行政が協力して景観を保全していくことが重要です。

この補助金は、そのことを目的につくられた制度であり、景観の保全形成にかかる費用について、その一部を補助するものです。

概 要

臼杵市景観保全形成事業とは、主に下記の二つの事業から成ります。

- ①本市の景観を構成する非常に重要な要素である物件（景観法の規定による景観重要建造物または景観重要樹木、臼杵市景観条例の規定による保全建物）の維持・保全のための事業
- ②景観形成重点地区における物件の新築または改修のための事業

交付基準

補助種別、補助率、限度額は下表のとおりです。

種別	補助対象経費	補助率	限度額
景観重要建造物 保全建物	外観をそれぞれの固有の形式に従って復元、修理を行うための経費とする。なお、その保存上、構造耐力上必要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる	4/10 以内	300万円
	周囲の景観と調和しない外観の部分を景観形成基準により改修するのに要する経費とする。なお、その保存上、構造耐力上必要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる	6/10 以内	200万円
景観重要樹木	樹形を整えるための剪定又は枝の処理等	3/10 以内	30万円
	病虫害防除又は駆除のための薬剤の散布等		
景観形成重点地区 内の建造物及び工 作物	新たに建造物を建築する場合、外観を景観形成基準に適合させるための経費とする	3/10 以内	75万円
	増築、改築、模様替及び色彩の変更等で、外観を景観形成基準に適合させるための経費とする	3/10 以内	150万円

交付条件

- ・景観条例の規定による事前協議と届出を経て、承認を受けた物件でなければ申請はできません。
- ・補助金交付の対象となるには、デザインや色のほか、特に仕上げの素材（原則として自然素材）が重要となります。そのためにも、設計の初期段階から協議を行ってください。
- ・②については、(1)屋根、(2)公道から望見できる外観及び建具等、に係る経費が補助対象です。
- ・②については、建築物は15年以内、工作物は10年以内の限度額です。

※別途指定された地域において空き店舗や空き家を新たに活用する場合には、「臼杵市商店街等空き店舗活用事業補助金」の対象になることがあります。（産業促進課）

申請手順

工事の前におく手続き

① 問合せ

景観重要建造物・樹木や保全建物の修復等、または重点地区内での建築等を行いたい場合は、まず臼杵市までお問い合わせ下さい。

② 景観を学ぶ

工事を行う場所の特徴や、周囲にはどういう建物があるのかなどを確認します。

③ 建て方を考える

ガイドブックを参考にしながら、周囲と調和する建て方や改修の方法を、施主（又は設計者）の方と行政と一緒に考えましょう。

④ 事前協議

届出の前に、設計内容について事前協議を行います。

⑤ 届出・審査

景観法の規定により、工事着手30日前までに届出を行って下さい。届出後、市が審査を行い、景観計画に適合すれば承認されます。

【様式】 様式第6号の2：景観計画区域内行為届出書（景観形成重点地区）

【添付】 周辺図、位置図、現況写真、平面図、彩色を施した立面図

⑥ 補助金交付申請

承認されたら、補助交付対象となる部分（重点地区内の建物は、屋根および公道から望見できる外壁・建具等にかかる経費）の見積りを基に、補助金の交付申請を行います。

【様式】 様式第1号：臼杵市景観保全形成事業補助金交付申請書

【添付】 設計図、仕様書、工事費積算書（総事業費、補助対象分）、市税完納証明書（税務課にて発行）

⑦ 交付決定通知

交付対象となる経費を市が査定し、その額に補助率をかけた額（限度額を超えた場合は限度額）を交付決定額として算出し、書面で通知します。

工事

⑧ 着手届

⑤の届出後、市が審査を行い承認を受けたら、工事に着手できます。着手後は、速やかに着手届を提出してください。

【様式】 様式第5号：臼杵市景観保全形成事業着手届

※届出内容に変更があった場合は変更届出を提出してください。

⑨ 完了届

工事完了後は速やかに完了届を提出してください。

【様式】 様式第6号：臼杵市景観保全形成事業工事完了届

様式第9号の2：景観計画区域内行為完了届出書（景観形成重点地区）

【添付】 完成写真

工事終了後の手続き

⑩ 完了検査

完了届に基づき、市の検査員が工事の完了検査を行います。

⑪ 補助金交付請求

完了検査に合格した後、請求書を提出してください。（提出は⑩と同時でも可）

【様式】 様式第7号：臼杵市景観保全形成事業補助金交付請求書

様式第8号：収支決算書

【添付】 領収書の写し（支払いの確認ができる書面）

⑫ 補助金支払い

請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みますのでご確認ください。

⑬ 工事終了後

行為終了の後は、良好な景観を維持するよう努めましょう。

このように、補助金の申請には日数を要します。
早めのご相談をお願いします。

届出先

臼杵市役所 都市デザイン課 都市デザイングループ

【電話】 (直通) 0972-86-2711 (代表) 0972-63-1111(2324)

(裏面)